

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険法による給付・地域支援事業・保険料徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊東市は、介護保険法による給付・地域支援事業・保険料徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

伊東市長

公表日

令和7年7月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険法による給付・地域支援事業・保険料徴収に関する事務
②事務の概要	①介護保険法による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ②介護保険法による被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務(①及び③に掲げるものを除く。) ③介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する事務 ④介護保険法第27条第1項の要介護認定、同法第28条第2項の要介護更新認定若しくは同法第29条第1項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑤介護保険法第32条第1項の要支援認定、同法第33条第2項の要支援更新認定若しくは同法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥介護保険法第37条第2項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧介護保険法第66条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑨介護保険法第67条又は第68条の保険給付の支払の一時差止めに関する事務 ⑩介護保険法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑪介護保険法第115条の45の地域支援事業に関する事務(①から③まで及び⑫に掲げるものを除く。) ⑫介護保険法第115条の45第5項又は第115条の47第8項の利用に関する事務 ⑬介護保険法第129条第1項の保険料の徴収又は同条第2項の保険料の賦課に関する事務 ⑭介護保険法第203条第1項の資料の提供等の求めに関する事務
③システムの名称	MCWEL介護保険システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

要介護認定台帳ファイル、介護保険料台帳ファイル、給付実績台帳ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第100の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の 1、2、3、5、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、115、116、125、128、131、132、137、144、156、158、161の項 (情報照会の根拠) 番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131、132の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 高齢者福祉課
②所属長の役職名	高齢者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊東市役所 健康福祉部 高齢者福祉課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1563
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊東市役所 総務部 庶務課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話0557-32-1234
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人番号の入力は、複数人での確認を行い人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じており、当該リスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	年に1回以上、情報セキュリティ管理規定等に即した内容の研修(eラーニング)を実施しており、従業者に対する教育・啓発は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I－5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	高齢者福祉課長 松下 義己	高齢者福祉課長	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月26日	II－1 対象人数	平成27年2月19日	平成31年1月31日	事後	
令和1年6月26日	II－2 取扱者数	平成27年2月19日	平成31年1月31日	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	(追加)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和2年7月14日	II－1 対象人数	平成31年1月31日	令和2年6月1日	事後	
令和2年7月14日	II－2 取扱者数	平成31年1月31日	令和2年6月1日	事後	
令和3年9月17日	I－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	番号連携サーバ	団体内統合宛名システム	事後	
令和3年9月17日	I－4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年10月11日	I－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(追加)	申請管理システム	事後	
令和7年7月2日	I－3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の68の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第100の項	事後	番号法の改正による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月2日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の 2、58、61、62、80、87、90、94、95、117 の項 (別表第二における情報照会の根拠) 93、94の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第3 0条、第32条、第33条、第43条、第44条及び 第47条 (情報照会の根拠) 第46条及び第47条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表の 1、2、3、5、7、11、15、27、38、42、56、6 5、69、70、80、83、86、87、115、116、1 25、128、131、132、137、144、156、15 8、161の項 (情報照会の根拠) 番号法19条第8号に基づく主務省令第2条の 表の131、132の項	事後	番号法の改正による変更
令和7年7月2日	II-1 対象人数	令和2年6月1日	令和7年6月1日	事後	
令和7年7月2日	II-2 取扱者数	令和2年6月1日	令和7年6月1日	事後	
令和7年7月2日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年7月2日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		個人番号の入力は、複数人での確認を行い人 為的ミスが発生するリスクへの対策を講じてお り、当該リスクへの対策は十分であると考えら れる。	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年7月2日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策		従業者に対する教育・啓発	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年7月2日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か		十分である	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年7月2日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策へ 判断の根拠		年に1回以上、情報セキュリティ管理規定等に 即した内容の研修(eラーニング)を実施してお り、従業者に対する教育・啓発は十分であると 考えられる。	事後	様式の変更に伴う修正